

令和6年（ワ）第9586号 損害賠償請求事件

令和7年（ワ）第616号 新聞販売代金等残金請求反訴事件

本訴原告（反訴被告） 川上雅樹

本訴被告（反訴原告） 株式会社毎日新聞社

第8準備書面

2025（令和7）年11月17日

大阪地方裁判所 第17民事部 第3E係御中

控訴人訴訟代理人

弁 護 士 江 上 武 幸

同 宮 地 信 太 郎

同 毛 利 倫

同 田 上 普 一

同 佐 藤 潤 一

同 鍋 島 典 子

第1 金8379万3755円の新聞販売代金等残金の不存在

1 被告の主張

令和5年11月13日現在、原告は被告に対し、金8379万3755円の新聞販売代金等残金の支払債務があると主張している（反訴状3頁下から2行目以下参照）ので、次のとおり反論する。

2 被告準備書面（3）の添付資料について

（1）補助金の仕組

一覧表には、「月代残」の欄の金額がゼロの月とそうでない月とがある。ゼロの月は、2014年4月～2015年7月、2016年3月～8月、2016年10月～2017年2月、2017年4月～2019年6月、2023年6月である。

2014年4月を例にとると、「当月代金」は565万円（1000円以下記載略・以下同じ）であり、「支払い額」は430万円で、その差額は135万円である。この差額は「補助金」金額と同額である。これらの数字の関係性をみると、135万円の支払不足額（当月代金－支払い額）は、「補助金」によって補填される仕組みになっているのがわかる。これと同じ処理は、「月代残」の欄の金額がゼロの月の全部で行なわれている。

なお、「補助金」は被告から原告に現金で支給されるのではなく、請求書記載の新聞販売代金から減額される仕組みになっている。つまり、名称は「補助金」とされているが、実体は新聞販売代金の値引きである。新聞社がこのような迂遠といえる補助金制度を設けているのは、再販制度との関係で販売店に対する新聞卸し代金の値引きができないためである。

（2）「取引口残」の記載金額の性格

被告の都合により補助金が全く支払われない月や、支払不足額に

満たない補助金しか支払われない月は、未払補助金相当額が「月代残」の欄に記載され、累積金額は「取引口残」の欄に記載されるようになっている。

「取引口残」に記載された金額は、販売店の支払不足金ではなく、被告が負担する補助金の不足金額を意味している。

補助金がゼロの月や補助金が不足する月は、会計処理上は「月代残」の欄にその金額が記載され、「取引口残」の欄にその累積金額が記載される扱いになっている。

「取引口残」に累積した金額は、被告の財務状況が好転した際等に、その金額に相当する補助金を計上することで、全額解消する処理が行われる仕組みになっている。

例えば、2015年8月の「月代残」と「取引口残」の欄に70万円が記載されている。この月の「補助」の欄の金額はゼロである。この月は、本来70万円の補助金が支給されるべきとこと、被告の都合で全額支給されなかったことがわかる。翌月の9月は、20万円の補助金が支給されたものの「月代残」の欄には69万円が記載されている。その後も10月から2016年2月までは補助金はゼロであり、毎月、70万円弱が「取引口残」の欄に累積している。

被告は、形式上は販売店の未払金として計上した「取引口残」に記載された補助金不足額については、被告の財政状況が好転した折に補助金を増やし解消する処理をおこなっている。

(3) 「取引口残」の472万円の解消

2014年8月から始まった補助金不足による70万円の「月代残」はその後も累積し、2017年2月には472万円に達した。そのため、被告は翌3月に補助金を134万円から一気に597万円に増額して、「取引口残」の472万円を解消している。

（４）小括

以上の事実から認められるように、被告は原告ら販売店に対し、販売店経営に必要な新聞（押し紙）を公称部数を維持するために有代で供給しているが、販売店の折込広告収入で仕入代金を補填できない場合は、不足額を補助金で補填する方策を講じている。なお、補助金は現金の動きは伴わず、請求金額から補助金額を控除する帳簿上の操作によって操作されており、その実質的性格は新聞の卸し代金の値引きである。

本来、押し紙がなければこのような補助金は不要であるが、新聞社の多くは、公称部数をできるだけ減らさないために、購読収入の得られない押し紙の仕入れを販売店に求めている。そしてその仕入れ代金を補填するため折込広告収入で不足する分を補助金で賄うシステムを構築している。

本件「取引口残」の累積金額がこのように多額に及んだのは、２０１９年の消費税率増加による景気の低迷と、２０２０年４月からの新型コロナウイルスによる経済活動の低迷による折込広告収入減と新聞購読部数の減少、および被告の新聞社本体の財政状況の悪化という複合的要因によるものである。

被告が主張する２０２３年（令和５年）１１月１３日時点の「取引口残」の欄に記載された８３７９万３７５５円は、原告が負担すべき新聞仕入代金の滞納金額ではなく、被告が原告に支払うべき補助金の未払金の累積額である。

よって、被告が原告に対する８３７９万３７５５円の新聞販売代金残金請求権を有することを前提に、原告との取引関係の終了に伴う諸問題の清算を主張するのは前提条件を欠いており失当である。

第2 認証金および販売店譲渡代金の返還について

- 1 原告が契約時に被告に預託した認証金合計623万3958円返還請求権と、被告主張の新聞販売代金残金請求権取引口残の合計金8525万5655円の新聞販売代金残金請求権と相殺の主張は、被告の自動債権が不存在であり認められない。
- 2 原告の販売店譲渡代金1033万0398円の支払い請求については、被告が代理受領しているとの主張が考えられたため、その場合は不当利得返還金請求を求める。なお、被告が原告に対し前記の新聞販売代金残金請求権を前提に返還を拒否することは、認証金返還請求の場合と同じく、前提条件を欠いており失当である。

第3 折込広告収入について

折込広告収入については、被告の主張・立証責任に属する問題と考えるが、実体的真実を明らかにするために可能な限り協力する予定である。

2025年（令和7年）8月20日付上申書で、過去10年におよぶ販売店経営期間中に得た折込広告収入について、2016年度分と2025年度分の2年分を除き、各年ごとの収入金額を明らかにしたところである。この2年分については、毎日新聞青色申告会に同業者を通じて問い合わせをしたが返事は得られていない。

取引先の尼崎信用金庫芦屋支店と関西みらい銀行芦屋支店の取引履歴を入手したが、枚数が大部におよんでいること、会社名がカタカナで表記されていること、大小交えて多数の取引先があることなどから、正確な取りまとめができずにいるところである。

ところで、被告準備書面（3）の一覧表には2021年1月から2023年5月までの毎月の折込広告収入金額が記載されている。新型

コロナウイルスの流行は2020年4月頃から始まっていることから、2021年1月より以前の月ごとの折込広告収入金額が判明すれば、コロナが折込広告収入に与えた影響を具体的に知ることができる。

従って、むしろ、被告において未記載の月についても折込広告収入の金額を一覧表に記載されることを希望する。

また、原告代理人事務所で不十分ながら取引履歴を調べてみたところ、2025年（令和7年）8月20付の上申書記載の折込広告収入の方が若干多い金額である。

今般、被告が毎日新聞大阪開発株式会社に原告販売店の所得税申告関係の資料の文書送付嘱託を求めたところ、同社から裁判所に関連資料が送付されてきたことから、折込広告収入についても同社に調査嘱託を申し立てた方がベターではないかと考えている。被告の意見をお聞きしたい。

第4 所得税申告書について

被告の文書送付嘱託に基づき裁判所に送付された原告の所得税申告関係書類については、11月14日に「甲A10の1～19の2」として提出しているところである。

第5 被告の不法行為責任について

被告の不法行為責任については、別途、原告準備書面（9）として提出予定である。